

下関市・美祢市・長門市高機能消防指令センターシステム 整備業務の条件付公募型プロポーザル実施要領

1 目的

下関市、美祢市及び長門市が高機能消防指令センターシステムを共同で整備します。令和6年度から、整備業務に着手する、業務委託について公募型プロポーザルを実施するもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市・美祢市・長門市高機能消防指令センターシステム整備業務（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所 下関市、美祢市、長門市
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 業務内容 「下関市・美祢市・長門市高機能消防指令センターシステム整備業務仕様書」のとおり

3 予算

見積り限度額 3,731,000,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は失格となる。

4 日程

- (1) 公告日（公募・質問受付開始） 令和6年4月15日（月）
- (2) 質問の受付期限 令和6年4月24日（水）17時まで
- (3) 参加申込書の提出期限 令和6年5月8日（水）17時まで
- (4) 質問に対する回答 令和6年5月8日（水）まで
- (5) 参加資格審査結果通知 令和6年5月14日（火）までに通知
- (6) 提案書提出期間 令和6年5月17日（金）から
令和6年5月30日（木）17時まで
- (7) プレゼンテーション日程通知 令和6年6月5日（水）まで
- (8) プレゼンテーション審査 令和6年6月12日（水）
- (9) 審査選定結果通知 令和6年6月21日（金）までに通知

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務を確実に遂行するための体制を構築できること。

- (2) 平成 25 年度以降に元受けとして完成・引渡し完了した、総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱における高機能消防指令センター総合整備事業Ⅱ型以上の消防指令システム、消防救急デジタル無線又は同種業務の履行実績を有するものであること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) この広告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（調査・研究/電気通信サービス）に登録があること。

6 参加申込手続

- (1) 提出書類（各 1 部）
 - ア 参加申込書 ……様式第 1 号
 - イ 会社概要書 ……様式第 2 号
 - ウ 類似業務実績調書等 ……様式は自由
(5 参加資格(2)がわかる契約書等の写し)
- (2) 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、開庁日の 8 時 30 分から 17 時まで
郵送の場合は、配達証明書付きで送付すること。
- (3) 提出期限 令和 6 年 5 月 8 日（水）17 時まで 必着
- (4) 提出先 下関市消防局情報指令課
- (5) 参加資格審査結果通知書 ……様式第 3 号
通知日 令和 6 年 5 月 14 日（火）まで、電子メール又は郵送
参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和 6 年 5 月 16 日（木）17 時までに下関市消防局情報指令課に電話でご確認ください。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問
 - ア 提出様式 質問書 ……様式第 4 号
 - イ 提出方法 電子メール又は F A X
(いずれの場合も、電話で下関市消防局情報指令課へ確認すること)
 - ウ 受付期間 令和 6 年 4 月 15 日（月）から
令和 6 年 4 月 24 日（水）17 時まで
 - エ 提出先 下関市消防局情報指令課

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール又はFAX
- イ 回答日 令和6年5月8日(水)まで

8 提案書作成方法等

(1) 提案書届出書類(各正本1部、副本9部)

- ア 提案書届出書 . . . 様式第5号
- イ 業務実績確認書 . . . 様式第6号
- ウ 業務体制確認書 . . . 様式第7号
- エ 消防OA確認書 . . . 様式第8号
- オ 保守費等見積書 . . . 様式第9号
- カ 価格提案書(見積書) . . . 様式第10号

(2) 技術提案書届出書類(正本1部、副本9部)

技術提案書(任意様式)には以下のことを評価基準の審査項目及び内容に沿った形で、容易に採点できるように作成すること。

- ア 業務理解
- イ 業務実施行程
- ウ 共同指令センターのレイアウト . . . 図面1使用
- エ 消防指令業務について
- オ 消防OAシステムについて
- カ 共同運用について
- キ 職員研修について
- ク 保守体制について
- ケ 独自の提案等について

(最大5件まで、提案毎に番号を付けること)

コ 保守費及び保守に関する提案について

(最大5件まで、提案毎に番号を付けること)

(3) 提出方法 持参又は郵送

持参の場合は、開庁日の8時30分から17時まで
郵送の場合は、配達証明書付きで送付すること。

(4) 提出期間

令和6年5月17日(金)から
令和6年5月30日(木)17時まで

(5) 提出先

下関市消防局情報指令課

(6) 提出書類の内容を記録した電子媒体を1部添付すること。

9 審査方法

(1) 事前審査

参加申込者が5者を超える場合、業務実績等を基に上位5者を審査委員により決定する。審査結果通知書 . . . 様式第11号

(2) プレゼンテーション審査

ア 評価基準

別表評価基準のとおり . . . 別表

イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(ア) 日程 令和6年6月12日(水)

(詳細時間はプレゼンテーション審査日程通知書 . . . 様式第12号)

(イ) 実施場所 下関市消防局

(ウ) 出席者 5名以内

(エ) 実施時間 60分以内(セッティング・撤去に係る時間を含む。)

(オ) 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター

ウ 候補者の選定方法

(ア) 審査委員会が提案内容の審査を行い、別表評価基準に基づき評価を行う。

(イ) 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

(ウ) (イ)において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には審査委員会で協議の上、候補者を選定する。

(エ) 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しないものとする。

(オ) プレゼンテーション参加者が1者のみの場合も、審査を行う。

(カ) プレゼンテーションの実施順位は参加申込書の受付順とする。

エ 審査結果について

電子メール又は郵送により、候補者の選定後にプレゼンテーション審査に参加した全ての参加者に選定結果通知書により通知する。・様式第13号

また、選定結果通知書を発送した日以降に、次の項目を本市のホームページ(しごと・事業者>入札・契約・登録>業務委託等の部屋(上下水道局を除く)>プロポーザル情報)に公表する。 . . . 様式第14号

10 契約締結に向けての協議

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。

- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

11 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。
 - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しないものとする。
 - エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできないものとする。
 - (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届を提出するものとする。・・・様式自由
 - (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション審査開始時間までに、会場に来なかった場合
 - カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合
 - (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認め

る場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 審査結果に関する異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 注意事項

(1) 高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、消防 0A は各指令台メーカー（以下「ベンダー」という。）で開発が行われている現実があり、当局においてはより良いものを整備したいと考えている。このような社会情勢の中、すべてのベンダーの仕様書を一様に書き込むことは困難であり、このことによる、ベンダーロックをする意図は当局にはありません。現時点での仕様書でベンダーが要件に満たさない部分については、様式第 15 号に記載し、プロポーザル企画提案書と一緒に提出していただくことで、本実施要領の 12(4)の失格事項には該当しないものとしします。

(2) 現在 3 市は、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、消防 0A を運用しています。現在の機能より向上することはあっても、機能が低下することは認められません。特に消防 0A については、契約後瑕疵担保期間中を含め発注者と受注者が協議の上、よりよいものを構築すること。

14 提出・問い合わせ先

下関市消防局情報指令課 担当 上寺、田中

〒750-0014 山口県下関市岬之町 17 番 1 号

電話番号 083-233-9119 F A X 083-224-0119

電子メール sbjohosh@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要領は、令和 6 年 4 月 12 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。